

## 別紙

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例第5条

- (1) 国又は地方公共団体が公用のため道路を使用する場合
- (2) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人がその設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の教育目的のため道路を使用する場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上その他特別の理由があると知事が認めた場合

「公益上その他特別の理由があると知事が認めた場合」とは、

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく、立札、ちょうちん及び看板の類のものを道路に設けようとする場合
- (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく老人デイサービス、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者デイサービスの在宅入浴サービスを、県又は市町村の委託を受けて道路に駐車している移動浴槽車の車内で入浴作業を行う場合及び浴槽を利用者の居宅内に搬入し、道路に駐車した移動浴槽車からホース等により湯等を供給し入浴作業を行う場合

をいう。